

平成20年4月分

| 物品等又は役務の名称及び数量 | 契約者の氏名及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の氏名及び住所 | 予定価格 | 契約金額(円) | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によることとした理由 | 備 考 |
|---|---|----------|---|------|------------|-----|----------|--|---|
| 平成20年度帰国外国人留学生専門資料送付制度に係る専門資料収集及び送付手配一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H20.4.1 | 東京都千代田区一ツ橋1-1-1 パレスサイドビル2階 株式会社 毎日学術フォーラム | — | 11,431,660 | — | 0 | 本件企画競争による公募において、審査を経て選定された企画内容を実行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | (単価契約) 手数料40% 一式10,887,296円 消費税544,364円 (経費概算) |
| 大阪日本語教育センター江坂寮保安管理業務一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H20.4.1 | 大阪府吹田市江坂町4-23-7-308 桑田恵子 | — | 2,016,000 | — | 0 | 本件については、大阪日本語教育センター学外寮の保安管理業務であり、留学生の生活支援等を熟知している必要があることから、公募を行い、審査を経て選定することとし、選定された企画内容を実行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 一式 1,920,000円 消費税96,000円 |
| 平成20年度日本学生支援機構 損害保険一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H20.4.1 | 東京都中央区日本橋3-1-6 あいおい損害保険株式会社 | — | 3,795,690 | — | 0 | 当該損害保険契約については、本機構の所有する全ての建物及び公用車を対象としている。そのため、本機構の所有する建物を熟知していること及び正味収入保険料に高い実績を有することを要件とすることから、該当する者に対して行った公募における審査の結果、選定された内容で実行できる相手方は他に存在せず、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | (1) 火災保険2,759,350円 (2) 賠償責任保険830,000円 (3) 自動車保険206,340円 |
| 金沢国際交流会館清掃管理業務一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H20.4.1 | 石川県金沢市西念4-18-40 株式会社文教コーポレーション | — | 1,441,427 | — | 0 | 当該施設は、財団法人石川県国際交流協会との合築施設であり、効率的な施設運営のため共同管理を行っている。本契約は合築先が調達した業者と契約を行うものであり、競争を許さないものであるため。 | 一式 1,372,788円 消費税68,639円 (総額3,591,000円×面積按分比0.4014) |
| 金沢国際交流会館管理人業務及び防災設備等機器保守点検業務一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H20.4.1 | 石川県金沢市上安原町117 街区1 株式会社北陸総合防災センター | — | 1,812,321 | — | 0 | 当該施設は、財団法人石川県国際交流協会との合築施設であり、効率的な施設運営のため共同管理を行っている。本契約は合築先が調達した業者と契約を行うものであり、競争を許さないものであるため。 | 一式 1,726,020円 消費税86,301円 (総額4,515,000円×面積按分比0.4014) |
| 機関保証システム必須ソフトウェア保守一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H20.4.1 | 東京都千代田区飯田橋2-18-2 日立キャピタル株式会社 | — | 1,971,900 | — | 0 | リース物件である本システム機器を所有する会社でなければ保守を実施できないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 一式 1,878,000円 消費税 93,900円 |

平成20年4月分

| 物品等又は役務の名称及び数量 | 契約者の氏名及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の氏名及び住所 | 予定価格 | 契約金額(円) | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によることとした理由 | 備 考 |
|-----------------------|---|----------|---|------|-----------|-----|----------|--|---|
| 仙台第一国際交流会館警備業務一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H20.4.1 | 宮城県仙台市青葉区国分町1-8-14仙台協立第二ビル7階 株式会社楠産業 | — | 2,240,879 | — | 0 | 対象となる仙台第一国際交流会館は、財団法人宮城県国際交流協会と本機構により合築され、共同管理で運営されている施設である。管理運営については「管理運営に関する覚書」の取り決めに基づき共同で行うこととしており、効率的な管理上、一体不可分な施設として合築先と業務を共同で実施する必要があり、協議の結果、合築先において調達を行い、負担割合に基づき契約を行う必要があることから、契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 一式 2,134,170円 消費税106,709円 (総額4,347,000円×面積按分比0.5155) |
| 財務会計システム稼働維持支援サービス 一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H20.4.1 | 東京都品川区大井1-47-1 株式会社ニッセイコム | — | 2,268,000 | — | 0 | 本システムは業務パッケージソフト(Campus Square)をカスタマイズして構築したシステムであり、著作権を有する会社でなければできないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 一式 2,160,000円 消費税 108,000円 |
| 文書決裁及び決裁済文書管理システム保守 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H20.4.1 | 東京都港区芝浦1-1-1 東芝ソリューション株式会社 | — | 2,891,700 | — | 0 | 当該システムは業務パッケージソフト(ArcFort)をカスタマイズして構築したシステムであり、著作権を有する会社からでなければ保守できないため。 | 一式 2,754,000円 消費税137,700円 |
| 財務会計システムヘルプデスクサービス 一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H20.4.1 | 東京都品川区大井1-47-1 株式会社ニッセイコム | — | 2,898,000 | — | 0 | 本システムは業務パッケージソフト(Campus Square)をカスタマイズして構築したシステムであり、著作権を有する会社でなければできないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 一式 2,760,000円 消費税 138,000円 |
| TCSソフト保守 一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H20.4.1 | 東京都千代田区一番町21 株式会社アイティフォー | — | 2,998,800 | — | 0 | 延滞債権管理システム(TCS)を開発し、著作権を有する会社でなければできないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 一式 2,856,000円 消費税 142,800円 |
| 仙台第一国際交流会館清掃業務一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H20.4.1 | 宮城県仙台市青葉区国分町1-8-14仙台協立第二ビル7階 株式会社楠産業 | — | 3,188,110 | — | 0 | 対象となる仙台第一国際交流会館は、財団法人宮城県国際交流協会と本機構により合築され、共同管理で運営されている施設である。管理運営については「管理運営に関する覚書」の取り決めに基づき共同で行うこととしており、効率的な管理上、一体不可分な施設として合築先と業務を共同で実施する必要があり、協議の結果、合築先において調達を行い、負担割合に基づき契約を行う必要があることから、契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 一式 3,036,295円 消費税151,815円 (総額6,184,500円×面積按分比0.5155) |
| 福岡国際交流会館土地賃借一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H20.4.1 | 福岡県福岡市中央区天神1-8-1 福岡市 | — | 3,191,572 | — | 0 | 本機構が設置・所有する福岡国際交流会館の敷地であり、代替性がない土地について地方公共団体より賃借するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | |

平成20年4月分

| 物品等又は役務の名称及び数量 | 契約者の氏名及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の氏名及び住所 | 予定価格 | 契約金額(円) | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によることとした理由 | 備 考 |
|----------------------------|---|----------|--|------|-----------|-----|----------|--|---|
| 財投機関債の格付け業務一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H20.4.1 | 東京都中央区銀座5-15-8 株式会社日本格付研究所 | — | 3,675,000 | — | | 債券市場においては、投資に係る指標として同一格付機関における格付けの継続性が重視されていることから日本育英会債券発行時より継続的に格付けを行っている格付機関の変更による信用低下を避けるため、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 年間一括 3,500,000円 消費税175,000円 |
| マレーシア事務所賃貸借一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H20.4.1 | NRIC No:610725-01-5145 NRIC A/L GOMEZ | — | 4,226,904 | — | | 本機構のマレーシアにおける留学促進事業の拠点として、日本への留学希望者等の利便を踏まえた場所及び建物を選定する必要があるため、代替性のない建物について外国で賃借することから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(外国で契約する場合)に該当するため。 | 5,337.00リット×24月 |
| タイ事務所賃貸借一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H20.4.1 | No.188 Silom Road,Suriwongse Sub- District,Bangkok Mertrolis 10500 JTK (THAILAND) LIMITED | — | 4,272,524 | — | | 本機構のタイにおける留学促進事業の拠点として、日本への留学希望者等の利便を踏まえた場所及び建物を選定する必要があるため、代替性のない建物について外国で賃借することから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(外国で契約する場合)に該当するため。 | (1) 賃料6,200 ^ハ -ツ×36月 (2) 業務委託費26,536 ^ハ -ツ×36月 (3) 保証金 98,208 ^ハ -ツ |
| 韓国事務所賃貸借一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H20.4.1 | ソウル特別市鍾路区雲泥洞9 8-78 又醒開発株式会社 | — | 6,403,320 | — | | 本機構の韓国における留学促進事業の拠点として、日本への留学希望者等の利便を踏まえた場所及び建物を選定する必要があるため、代替性のない建物について外国で賃借することから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(外国で契約する場合)に該当するため。 | (1) 賃料 1,617,000 ^{ウォン} ×24月 (2) 管理費 808,500 ^{ウォン} ×24月 |
| 大阪日本語教育センター 学外寮(国際学舎)賃貸借一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H20.4.1 | 大阪府大阪市都島区東野田3- 4-20 益田 浩吉 | — | 6,870,000 | — | | 本機構の設置する大阪日本語教育センターで学ぶ外国人留学生のための寄宿舎を学外で継続して賃借するものであり、既に入居中の留学生もいることから引き続き当該居室を賃借する必要があるため、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | (寮費) 月額51,000円×10室×12ヶ月(礼金) 75,000円×10室税込一式6,542,858円 消費税327,142円 |
| 財投機関債の格付け業務一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H20.4.1 | 東京都中央区日本橋1-4-1 株式会社格付投資情報センター | — | 7,287,000 | — | | 債券市場においては、投資に係る指標として同一格付機関における格付けの継続性が重視されていることから日本育英会債券発行時より継続的に格付けを行っている格付機関の変更による信用低下を避けるため、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 年間基本手数料 1,000,000円 + 本格付手数料 5,940,000円 消費税347,000円 |

平成20年4月分

| 物品等又は役務の名称及び数量 | 契約者の氏名及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の氏名及び住所 | 予定価格 | 契約金額(円) | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によることとした理由 | 備 考 |
|----------------------|---|----------|-------------------------------------|------|-------------|-----|----------|--|---------------------------------|
| TCSソフトライセンス利用許諾 一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H20.4.1 | 東京都千代田区一番町2-1 株式会社アイティフォー | — | 11,894,400 | — | 0 | 延滞債権管理システム(TCS)を開発し、著作権を有する会社でなければいけないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 一式 11,328,000円 消費税 566,400円 |
| 京都国際交流会館土地賃借一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H20.4.1 | 京都府京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町4-8-8 京都市 | — | 12,815,179 | — | 0 | 本機構が設置・所有する京都国際交流会館の敷地であり、代替性がない土地について地方公共団体より賃借するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第12号に該当するため。 | |
| 大阪日本語教育センター土地・建物賃借一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H20.4.1 | 大阪府大阪市北区中之島1-3-20 大阪市 | — | 41,624,891 | — | 0 | 本機構が設置・所有する京都国際交流会館の敷地であり、代替性がない土地について地方公共団体より賃借するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第12号に該当するため。 | |
| 国際交流会館等管理運営業務一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H20.4.1 | 東京都目黒区駒場4-5-29 財団法人日本国際教育支援協会 | — | 450,000,000 | — | 1 | 本機構が設置する全国16箇所の国際交流会館等には、世界数十カ国からの外国人留学生在が居住しており、生活習慣・宗教等文化的な背景による諸問題の解決手段を熟知した組織による安定した継続的な管理運営と全会館同質のサービスを提供する必要がある。財団法人日本国際教育支援協会は発足の際に過去50年に渡る国際交流会館等管理運営のノウハウと高い専門能力を有する職員を承継しており、外国人留學生に対して教育的な立場からのサービス提供能力や居住施設の管理能力において優れており、このような組織は他に存在しないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 一式 428,571,429円 消費税 21,428,571円 |
| 市谷事務所警備業務一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H20.4.1 | 千葉県千葉市中央区祐光4-1-7-14 千葉帝国警備保障株式会社 | — | 7,140,000 | — | 0 | 本件の一般競争入札において、再度の入札に付しても落札者がなく、入札不調となったことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第13号に該当するため。 | 一式 6,800,000円 消費税340,000円 |

平成20年4月分

| 物品等又は役務の名称及び数量 | 契約者の氏名及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の氏名及び住所 | 予定価格 | 契約金額(円) | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によることとした理由 | 備 考 |
|--|---|----------|---|------|-------------|-----|----------|---|--|
| 市谷事務所設備管理業務一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H20.4.1 | 東京都港区赤坂1-1-16 首都圏ビルサービス協同組合 | — | 9,355,500 | — | | 本件の一般競争入札において、再度の入札に付しても落札者がなく、入札不調となったことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第13号に該当するため。 | 一式 8,910,000円 消費税445,500円 |
| 東京国際交流館インフォメーションボードシステム運用保守一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H20.4.1 | 東京都千代田区内幸町1-1-6 エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社 | — | 8,316,000 | — | | 本件の一般競争入札において、再度の入札に付しても落札者がなく、入札不調となったことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第13号に該当するため。 | 一式 7,920,000円 消費税396,000円 |
| 外国人留学生医療費補助制度における医療費領収書等処理業務一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H20.4.1 | 新宿区歌舞伎町2-2-21-東京 京都保谷市 有限会社 ドクター・ビジネス・コンサルタント | — | 8,371,650 | — | | 本件の一般競争入札において、再度の入札に付しても落札者がなく、入札不調となったことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第13号に該当するため。 | (単価契約) 単価67円/レセプト 一式7,973,000円 消費税398,650円 (経費概算) |
| 「奨学金貸与・返還・情報個別管理システム(イクシス)」使用機器の賃貸借及びプログラム・プロダクトの使用 一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H20.4.1 | 東京都江東区新砂1-6-27 株式会社日立製作所 | — | 465,283,344 | — | | 当該システムは(株)日立製作所が開発したシステムであり、この基本ソフト及び機器上でなければ動作せず、この基本ソフトの著作権を同社が有し競争を許さないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項に該当するため。 | (月額) 36,927,250円×12ヶ月 消費税22,156,344円 |
| 京都学生支援会館施設賃貸 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H20.4.1 | 京都市左京区吉田本町 国立大学法人京都大学 | — | 10,389,000 | — | | 国立大学法人京都大学は機構と関係ある国立大学法人であり、建物を貸付けることにより、機構の業務に支障がなく目的を妨げないものであるため、固定資産管理事務取扱細則第12条及び施設貸付取扱要項第3に基づき貸付先を特定し認めるものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 建物貸付 [収入] |
| 札幌国際交流会館・駒場事務所建物賃貸 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H20.4.1 | 東京都目黒区駒場4-5-29 財団法人日本国際教育支援協会 | — | 39,609,396 | — | | 財団法人日本国際教育支援協会は、機構が実施する国際交流会館等の管理運営を受託するとともに、学生支援に関する業務を連携しながら実施する法人であり、建物を貸付けることにより、機構の業務に支障がなく、目的を妨げないものであるため、固定資産管理事務取扱細則第12条及び施設取扱要項第3に基づき貸付先を特定し、認めるものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 建物貸付 [収入] |
| 東京国際交流会館・大阪第一国際交流会館(2号館)・広島国際交流会館・東海支部部分室土地賃借 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H20.4.1 | 東京都目黒区駒場4-5-29 財団法人日本国際教育支援協会 | — | 41,319,906 | — | | 機構が所有する国際交流会館等建物の敷地であり、代替性がない土地について賃借するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | |

平成20年4月分

| 物品等又は役務の名称及び数量 | 契約者の氏名及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の氏名及び住所 | 予定価格 | 契約金額(円) | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によることとした理由 | 備 考 |
|-------------------------------|---|----------|--|------|------------|-----|----------|--|--------------------------------|
| 『帰国外国人留学生短期研究制度』に係る航空券手配委託 一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H20.4.1 | 東京都港区東新橋一丁目9番3号 日本通運株式会社 | — | 9,999,300 | — | | 本件企画競争による公募において、審査を経て選定された企画内容を実行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 一式9,523,143円 消費税476,157円(経費概算) |
| 日本留学試験国外実施委託一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 梶山 千里 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H20.4.1 | ソウル特別市瑞草区瑞草洞1319-11 社団法人 韓日協会 | — | 19,002,367 | — | | 試験の国外実施に当たっては、リスニング試験の実施等を踏まえた適切な会場の確保や国内の実施と同等の試験実施体制の確保を必須要件としており、在外公館より推薦のあった海外の機関について、本機構が設置する実施委員会にて実施協力機関として決定し、外国で契約するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 概算金額 |
| 日本留学試験国外実施委託一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H20.4.1 | 釜山広域市沙上区徳浦洞404-5 社団法人 釜山韓日交流センター | — | 8,263,363 | — | | 本試験の国外実施に当たっては、リスニング試験の実施等を踏まえた適切な会場の確保や国内の実施と同等の試験実施体制の確保を必須要件としており、在外公館より推薦のあった海外の機関について、本機構が設置する実施委員会にて実施協力機関として決定し、外国で契約するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 概算金額 |
| 日本留学試験国外実施委託一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H20.4.1 | 2nd Floor Sibunruang 2 Building, 1/7 Convent Road, Silom, Bangrak, Bangkok, Thailand Old Japan Students' Association, Thailand (タイ国元日本留学生協会) | — | 1,524,310 | — | | 本試験の国外実施に当たっては、リスニング試験の実施等を踏まえた適切な会場の確保や国内の実施と同等の試験実施体制の確保を必須要件としており、在外公館より推薦のあった海外の機関について、本機構が設置する実施委員会にて実施協力機関として決定し、外国で契約するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 概算金額 |
| 日本留学試験国外実施委託一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H20.4.1 | No.88, Jalan SS 2/4, 47300 Petaling Jaya, Selangor Darul Ehsan, Malaysia Japan Graduates' Association of Malaysia (マレーシア元留日学生協会) | — | 1,927,430 | — | | 本試験の国外実施に当たっては、リスニング試験の実施等を踏まえた適切な会場の確保や国内の実施と同等の試験実施体制の確保を必須要件としており、在外公館より推薦のあった海外の機関について、本機構が設置する実施委員会にて実施協力機関として決定し、外国で契約するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 概算金額 |

平成20年4月分

| 物品等又は役務の名称及び数量 | 契約者の氏名及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の氏名及び住所 | 予定価格 | 契約金額(円) | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によることとした理由 | 備 考 |
|-------------------|---|----------|--------------------------------|------|-----------|-----|----------|--|----------------------|
| 市谷事務所建物賃貸 一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H20.4.1 | 東京都新宿区市谷本村町10-7 文教関係団体厚生年金基金 | — | 408,000 | — | | 文教関係団体年金基金は機構の職員を含めた文教関係団体の厚生年金基金の業務を行う団体であり、建物を貸付けることにより、機構の業務に支障がなく目的を妨げないものであるため、固定資産管理事務取扱細則第12条及び施設貸付取扱要項第3に基づき貸付先を特定し認めるところであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 建物貸付 [収入] |
| 仙台第一国際交流会館土地賃貸 一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H20.4.1 | 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1 宮城県 | — | 1,167,085 | — | | 宮城県は地方公共団体であり、土地を貸付けることにより、機構の業務に支障がなく目的を妨げないものであるため、固定資産管理事務取扱細則第12条及び施設貸付取扱要項第3に基づき貸付先を特定し認めるところであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 土地貸付 [収入] (金額は年間貸付額) |
| 東京日本語センター施設賃貸 一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H20.4.1 | 東京都新宿区北新宿3-22-7 アスジャ・インターナショナル | — | 1,033,200 | — | | アスジャ・インターナショナルは外務省からの拠出金に拠る国際組織で留学生支援事業を行う機構と関係のある団体であり、建物を貸付けることにより、機構の業務に支障がなく目的を妨げないものであるため、固定資産管理事務取扱細則第12条及び施設貸付取扱要項第3に基づき貸付先を特定し認めるところであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 施設貸付 [収入] |
| 東京日本語センター建物賃貸 一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H20.4.1 | 東京都新宿区北新宿3-22-7 アスジャ・インターナショナル | — | 557,436 | — | | アスジャ・インターナショナルは外務省からの拠出金に拠る国際組織で留学生支援事業を行う機構と関係のある団体であり、建物を貸付けることにより、機構の業務に支障がなく目的を妨げないものであるため、固定資産管理事務取扱細則第12条及び施設貸付取扱要項第3に基づき貸付先を特定し認めるところであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 建物貸付 [収入] |
| 本部事務所建物賃借 一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H20.4.1 | 東京都目黒区大岡山2-12-1 国立大学法人東京工業大学 | — | 8,876,800 | — | | 東京工業大学は本機構と関係を有する国立大学法人であり、賃借建物は本機構本部の所在する建物であり代替性のない建物について契約するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号並びに契約事務取扱細則第23条第1項第12号に該当するため。 | |

平成20年4月分

| 物品等又は役務の名称及び数量 | 契約者の氏名及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の氏名及び住所 | 予定価格 | 契約金額(円) | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によることとした理由 | 備 考 |
|-------------------------------------|---|------------|---|------|-------------|-----|----------|---|---|
| 日本留学試験国外実施委託一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 梶山 千里 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H20. 4. 1 | 台北市辛亥路二段170号 財團法人 語言訓練測驗中心 | — | 8, 417, 392 | — | 0 | 試験の国外実施に当たっては、リスニング試験の実施等を踏まえた適切な会場の確保や国内の実施と同等の試験実施体制の確保を必須要件としており、在外公館より推薦のあった海外の機関について、本機構が設置する実施委員会で実施協力機関として決定し、外国で契約するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第11号に該当するため。 | 概算金額 |
| 日本留学試験国外実施委託一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 梶山 千里 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H20. 4. 1 | University of Indonesia Kampus UI Depok, Depok 16424 Indonesia Center for Japanese Studies (インドネシア大学) | — | 2, 193, 272 | — | 0 | 試験の国外実施に当たっては、リスニング試験の実施等を踏まえた適切な会場の確保や国内の実施と同等の試験実施体制の確保を必須要件としており、在外公館より推薦のあった海外の機関について、本機構が設置する実施委員会で実施協力機関として決定し、外国で契約するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第11号に該当するため。 | 概算金額 |
| 日本留学試験国外実施委託一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 梶山 千里 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H20. 4. 1 | E-20, Anand Niketan, New Delhi, India Mombusho Scholars Association of India (インド文部省留学生協会) | — | 1, 172, 950 | — | 0 | 試験の国外実施に当たっては、リスニング試験の実施等を踏まえた適切な会場の確保や国内の実施と同等の試験実施体制の確保を必須要件としており、在外公館より推薦のあった海外の機関について、本機構が設置する実施委員会で実施協力機関として決定し、外国で契約するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第11号に該当するため。 | 概算金額 |
| 学生支援プログラム総合評価部会(第1回)及び審査会(第1回)会場使用料 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H20. 4. 16 | 東京都千代田区霞ヶ関3-2-5 株式会社霞ヶ関東海倶楽部 | — | 1, 704, 900 | — | 0 | 当事業の目的を達成するためには、会場は以下に示す要件を満たすものでなければならず、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1号第1項で定める「契約の性質または目的が競争を許さない場合」に該当するため。 ・日本全国から参加する委員にとって会場の利便性が良い。 ・出席者を収容でき、且つ必要な部屋数を確保できる。 ・開催日当日の空き状況(会場・控え室)から選定。 | 一式 1, 623, 715円 消費税 81, 185円 |
| エージェント基本契約一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H20. 4. 18 | 東京都千代田区有楽町1-1-2 株式会社三井住友銀行 | — | 5, 460, 000 | — | 0 | 本件企画競争による公募において、審査を経て選定された企画内容を実行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 手数料 500, 000円×8回+600, 000円×2回 消費税 260, 000円 |

平成20年4月分

| 物品等又は役務の名称及び数量 | 契約者の氏名及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の氏名及び住所 | 予定価格 | 契約金額(円) | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によることとした理由 | 備 考 |
|---------------------------------|---|------------|-----------------------------------|------|-----------|-----|----------|--|------|
| 平成20年度日本留学試験(第1回)実施委託一式(札幌大学) | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H20. 4. 25 | 北海道札幌市豊平区西岡3条7丁目3番1号 学校法人 札幌大学 | — | 2,052,820 | — | 0 | 本試験の実施に当たっては、原則として、日本留学試験を利用している大学及び短期大学で構成する「日本留学試験地域ブロック会議」において、各年度毎の試験実施協力大学がローテーションで選定され、本機構が設置する実施委員会にて実施協力大学として決定するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 概算金額 |
| 平成20年度日本留学試験(第1回)実施委託一式(宮城大学) | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H20. 4. 25 | 宮城県黒川郡大和町学苑1番 宮城大学 | — | 1,959,430 | — | 0 | 本試験の実施に当たっては、原則として、日本留学試験を利用している大学及び短期大学で構成する「日本留学試験地域ブロック会議」において、各年度毎の試験実施協力大学がローテーションで選定され、本機構が設置する実施委員会にて実施協力大学として決定するものであり、実施協力大学として国立大学法人を選定するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第12号に該当するため。 | 概算金額 |
| 平成20年度日本留学試験(第1回)実施委託一式(群馬大学) | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H20. 4. 25 | 群馬県前橋市荒牧町四丁目2番地 国立大学法人 群馬大学 | — | 2,129,531 | — | 0 | 本試験の実施に当たっては、原則として、日本留学試験を利用している大学及び短期大学で構成する「日本留学試験地域ブロック会議」において、各年度毎の試験実施協力大学がローテーションで選定され、本機構が設置する実施委員会にて実施協力大学として決定するものであり、実施協力大学として国立大学法人を選定するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第12号に該当するため。 | 概算金額 |
| 平成20年度日本留学試験(第1回)実施委託一式(日本工業大学) | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H20. 4. 25 | 東京都目黒区駒場1-40-14 学校法人 日本工業大学 | — | 3,550,115 | — | 0 | 本試験の実施に当たっては、原則として、日本留学試験を利用している大学及び短期大学で構成する「日本留学試験地域ブロック会議」において、各年度毎の試験実施協力大学がローテーションで選定され、本機構が設置する実施委員会にて実施協力大学として決定するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 概算金額 |
| 平成20年度日本留学試験(第1回)実施委託一式(淑徳大学) | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H20. 4. 25 | 千葉県千葉市中央区大蔵寺町200 淑徳大学 | — | 1,936,000 | — | 0 | 本試験の実施に当たっては、原則として、日本留学試験を利用している大学及び短期大学で構成する「日本留学試験地域ブロック会議」において、各年度毎の試験実施協力大学がローテーションで選定され、本機構が設置する実施委員会にて実施協力大学として決定するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 概算金額 |

平成20年4月分

| 物品等又は役務の名称及び数量 | 契約者の氏名及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の氏名及び住所 | 予定価格 | 契約金額 (円) | 落札率 | 再就職の役 員の数 | 随意契約によることとした理由 | 備 考 |
|--|---|------------|-------------------------------------|------|-------------|-----|--------------|---|--------|
| 平成20年度日本留学試験 (第1回)実施委託一式(国 士館大学) | 独立行政法人日本学生支援 機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田 町4259 | H20. 4. 25 | 東京都世田谷区世田谷4-28-1 学校法人 国士館 | — | 10,499,908 | — | | 本試験の実施に当たっては、原則として、日本留学試験を利用している大学及び短期大学で構成する「日本留学試験地域ブロック会議」において、各年度毎の試験実施協力大学がローテーションで選定され、本機構が設置する実施委員会にて実施協力大学として決定するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 概算金額 |
| 平成20年度日本留学試験 (第1回)実施委託一式(駒 澤大学) | 独立行政法人日本学生支援 機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田 町4259 | H20. 4. 25 | 東京都世田谷区駒沢1-23 -1 学校法人 駒澤大学 | — | 5,327,069 | — | | 本試験の実施に当たっては、原則として、日本留学試験を利用している大学及び短期大学で構成する「日本留学試験地域ブロック会議」において、各年度毎の試験実施協力大学がローテーションで選定され、本機構が設置する実施委員会にて実施協力大学として決定するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 概算金額 |
| 平成20年度日本留学試験 (第1回)実施委託一式(亜 細亜大学) | 独立行政法人日本学生支援 機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田 町4259 | H20. 4. 25 | 東京都武蔵野市境5丁目24 番10号 学校法人 亜細亜学園 | — | 3,756,784 | — | | 本試験の実施に当たっては、原則として、日本留学試験を利用している大学及び短期大学で構成する「日本留学試験地域ブロック会議」において、各年度毎の試験実施協力大学がローテーションで選定され、本機構が設置する実施委員会にて実施協力大学として決定するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 概算金額 |
| 平成20年度日本留学試験 (第1回)実施委託一式(杏 林大学) | 独立行政法人日本学生支援 機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田 町4259 | H20. 4. 25 | 東京都八王子市宮下町476 杏林大学 | — | 3,323,485 | — | | 本試験の実施に当たっては、原則として、日本留学試験を利用している大学及び短期大学で構成する「日本留学試験地域ブロック会議」において、各年度毎の試験実施協力大学がローテーションで選定され、本機構が設置する実施委員会にて実施協力大学として決定するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 概算金額 |
| 平成20年度日本留学試験 (第1回)実施委託一式(中 央大学) | 独立行政法人日本学生支援 機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田 町4259 | H20. 4. 25 | 東京都八王子市東中野742-1 学校法人 中央大学 | — | 7,635,375 | — | | 本試験の実施に当たっては、原則として、日本留学試験を利用している大学及び短期大学で構成する「日本留学試験地域ブロック会議」において、各年度毎の試験実施協力大学がローテーションで選定され、本機構が設置する実施委員会にて実施協力大学として決定するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 概算金額 |

平成20年4月分

| 物品等又は役務の名称及び数量 | 契約者の氏名及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の氏名及び住所 | 予定価格 | 契約金額(円) | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によることとした理由 | 備 考 |
|---------------------------------------|---|------------|---------------------------------------|------|-----------|-----|----------|--|------|
| 平成20年度日本留学試験 (第1回)実施委託一式(東海大学) | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H20. 4. 25 | 神奈川県平塚市北金目1117 東海大学 | — | 4,288,350 | — | 0 | 本試験の実施に当たっては、原則として、日本留学試験を利用している大学及び短期大学で構成する「日本留学試験地域ブロック会議」において、各年度毎の試験実施協力大学がローテーションで選定され、本機構が設置する実施委員会にて実施協力大学として決定するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 概算金額 |
| 平成20年度日本留学試験 (第1回)実施委託一式(福井県立大学) | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H20. 4. 25 | 福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1 公立大学法人 福井県立大学 | — | 2,788,643 | — | 0 | 本試験の実施に当たっては、原則として、日本留学試験を利用している大学及び短期大学で構成する「日本留学試験地域ブロック会議」において、各年度毎の試験実施協力大学がローテーションで選定され、本機構が設置する実施委員会にて実施協力大学として決定するものであり、実施協力大学として国立大学法人を選定するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第12号に該当するため。 | 概算金額 |
| 平成20年度日本留学試験 (第1回)実施委託一式(名古屋外国語大学) | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H20. 4. 25 | 愛知県日進市岩崎町竹ノ山57番地 名古屋外国語大学 | — | 6,293,617 | — | 0 | 本試験の実施に当たっては、原則として、日本留学試験を利用している大学及び短期大学で構成する「日本留学試験地域ブロック会議」において、各年度毎の試験実施協力大学がローテーションで選定され、本機構が設置する実施委員会にて実施協力大学として決定するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 概算金額 |
| 平成20年度日本留学試験 (第1回)実施委託一式(京都造形芸術大学) | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H20. 4. 25 | 京都府京都市左京区北白川瓜生山2-116 京都造形芸術大学 | — | 1,418,120 | — | 0 | 本試験の実施に当たっては、原則として、日本留学試験を利用している大学及び短期大学で構成する「日本留学試験地域ブロック会議」において、各年度毎の試験実施協力大学がローテーションで選定され、本機構が設置する実施委員会にて実施協力大学として決定するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 概算金額 |
| 平成20年度日本留学試験 (第1回)実施委託一式(大阪教育大学) | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H20. 4. 25 | 大阪府柏原市旭ヶ丘4-698-1 国立大学法人 大阪教育大学 | — | 7,795,150 | — | 0 | 本試験の実施に当たっては、原則として、日本留学試験を利用している大学及び短期大学で構成する「日本留学試験地域ブロック会議」において、各年度毎の試験実施協力大学がローテーションで選定され、本機構が設置する実施委員会にて実施協力大学として決定するものであり、実施協力大学として国立大学法人を選定するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第12号に該当するため。 | 概算金額 |

平成20年4月分

| 物品等又は役務の名称及び数量 | 契約者の氏名及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の氏名及び住所 | 予定価格 | 契約金額(円) | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によることとした理由 | 備 考 |
|---------------------------------|---|------------|---------------------------------|------|-----------|-----|----------|--|------|
| 平成20年度日本留学試験(第1回)実施委託一式(兵庫教育大学) | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H20. 4. 25 | 兵庫県加東市下久米942-1 国立大学法人 兵庫教育大学 | — | 4,932,620 | — | 0 | 本試験の実施に当たっては、原則として、日本留学試験を利用している大学及び短期大学で構成する「日本留学試験地域ブロック会議」において、各年度毎の試験実施協力大学がローテーションで選定され、本機構が設置する実施委員会にて実施協力大学として決定するものであり、実施協力大学として国立大学法人を選定するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第12号に該当するため。 | 概算金額 |
| 平成20年度日本留学試験(第1回)実施委託一式(神戸国際大学) | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H20. 4. 25 | 兵庫県神戸市東灘区向洋町中9-1-6 学校法人 八代学院 | — | 1,449,932 | — | 0 | 本試験の実施に当たっては、原則として、日本留学試験を利用している大学及び短期大学で構成する「日本留学試験地域ブロック会議」において、各年度毎の試験実施協力大学がローテーションで選定され、本機構が設置する実施委員会にて実施協力大学として決定するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 概算金額 |
| 平成20年度日本留学試験(第1回)実施委託一式(広島市立大学) | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H20. 4. 25 | 広島県広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市 | — | 2,200,880 | — | 0 | 本試験の実施に当たっては、原則として、日本留学試験を利用している大学及び短期大学で構成する「日本留学試験地域ブロック会議」において、各年度毎の試験実施協力大学がローテーションで選定され、本機構が設置する実施委員会にて実施協力大学として決定するものであり、実施協力大学として国立大学法人を選定するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第12号に該当するため。 | 概算金額 |
| 平成20年度日本留学試験(第1回)実施委託一式(西南学院大学) | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H20. 4. 25 | 福岡県福岡市早良区西新6丁目2番92号 西南学院大学 | — | 4,387,641 | — | 0 | 本試験の実施に当たっては、原則として、日本留学試験を利用している大学及び短期大学で構成する「日本留学試験地域ブロック会議」において、各年度毎の試験実施協力大学がローテーションで選定され、本機構が設置する実施委員会にて実施協力大学として決定するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 概算金額 |